本山まるごと応援スタンプラリー事業実施要綱

本山町商工会

（趣旨）

第１条　この要綱は、商工業者の事業継続を支援するため、町内店舗への誘客及び地産地消を拡大することで地域経済の活性化を図るために実施する本山まるごと応援スタンプラリー事業について必要な事項を定める。

（名称）

第２条　事業の名称は、「本山まるごと応援スタンプラリー　Part３」（以下「スタンプラリー」という。）という。

（実施期間）

第３条　スタンプラリーの実施期間は、令和５年１０月１日から令和６年１月３１日までとする。

（事業の委託）

第４条　本山町商工会長は，事業を適切に履行できると認める事業者に，事業の一部又は全部を委託することができる。

（対象店舗）

第５条　スタンプラリーの対象店舗として参加しようとする店舗(以下「参加希望店舗」という。)は、本山町内に事業所を有する者で、今後も事業を継続する意思がある事業者でなければならない。

２　参加希望店舗は、本山まるごと応援スタンプラリー参加申請書(様式第１号)を本山町商工会長に申請しなければならない。

３　本山町商工会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を、本山まるごと応援スタンプラリー参加決定通知書(様式第２号)により、参加希望店舗に通知するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、次に該当する事業者は参加することができない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業を行っている者。

（２）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定 に基づく公訴を提起されている者等。

（４）本山町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日条例第 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者。

（スタンプの配布）

第６条　スタンプは、前条第２項の規定によりスタンプラリーの対象店舗として決定を受けた店舗(以下「実施店舗」という。)毎に異なるものとする。

２　実施店舗の営業において、複数のスタンプを要する場合は最大２個まで配布することができる。

（参加方法）

第７条　スタンプラリーに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、町内の実施店舗に配布したスタンプラリー台紙（以下「台紙」という。）を持って実施店舗を巡り、３個から１２個のスタンプを集めることにより本山町の地場産品が当たる抽選に応募することができる。

2　参加者は、実施店舗において 500 円以上の利用したときは、当該店舗から会計毎にスタンプの押印を１個受けることができる。

3　参加者は、スタンプを集めた台紙を実施店舗に備え付けた応募箱に投函することで抽選に参加することができる。

（実施方法）

第８条　実施店舗は、参加者による前条２項に規定する利用があった場合は、会計時等に台紙の所定の位置にスタンプを押印するものとする。ただし、既に台紙に同一実施店舗のスタンプが押印されている場合は、押印することはできない。

（抽選方法）

第９条　スタンプラリーの抽選において本山町の地場産品を景品とし、スタンプ数に応じて各賞を設ける。

種類	スタンプ数	１回目抽選	賞品内容
S 賞	１２個	３本	３万円相当の赤牛ステーキセット ダブルチャンス（S 賞が外れた方対象） →天空の郷米（計４０名）
A 賞	９個	２０本	１万５千円相当の赤牛焼肉セット
B 賞	６個	３０本	８千円相当の赤牛牛すき焼きセット
C 賞	３個	１００本	３千円相当の地場産品

２　スタンプラリーの抽選は、令和６年２月上旬に行い、本山町まちづくり推進課長並びに本山町商工会長の立会いのもと厳正に行うこととする。

３　当選者は、発送をもって発表とする。

４　各賞で応募数が当選数に届かない場合は、各賞の当選数を予算の範囲内で調整する場合がある。

（本山まるごと応援スタンプラリー事業に関する周知等）

第９条　本山町商工会は、スタンプラリーの実施にあたり、事業の概要について町民への周知を行う。

（内容の変更及び中止）

第１０条　本山町商工会長は、スタンプラリーの内容を変更又はスタンプラリーを中止する必要があると判断した場合、予告なく変更又は中止すること（以下「変更等」という。）ができる。

２　本山町商工会長は、変更等を決定した時は、その旨及び理由を実施店舗に対し周知を行うものとする。

（実施体制）

第１１条　本山町商工会は、スタンプラリーの円滑な実施にあたり、実施店舗との適時適切な連絡調整を図ることとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほかスタンプラリー実施に関し必要な事項は、本山町商工会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年８月１日から施行する。